

保護者の皆様

新潟県立三条高等学校長

服装指導および儀式や式典等での服装について（お願い）

本校の制服は標準型黒詰襟学生服、または標準型黒セーラー服です。ただし、制服は着用しなくても構わないとしており、服装は「高校生としてふさわしいものとする」と規定しています。これは1971（昭和51）年に確認され、本校の教育目標である「自主自律の精神の涵養」を踏まえ、適切な判断力を育むことをねらいとしています。

生徒へは「高校に華美なもの、流行を追うようなものは不要で、清潔で清楚なものがふさわしい。また、着こなしにおいてもだらしない印象を与えないことが大切である。」と指導しています。

つきましては、下記の点にご配慮いただき、本校の服装指導にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 校章バッジは必ず着用する。
- 2 学生服は標準型。スカート丈は膝頭（膝蓋骨）、膝の中心より長いものとする。
- 3 儀式や式典、講演会、発表会等においては、制服または上着を着用すること（夏季の略装時は襟のあるシャツを着用する）。
- 4 髪の毛の染色、脱色等は認めない。
- 5 アクセサリー（ピアス、ブレスレット、ネックレス、髪飾り、指輪等）、化粧（マニキュア、色付きリップ等）は厳に慎むこと。
- 6 シャツ出し、ボタン外し、上着の袖、裾からはみ出したセーター類の着用など、だらしない印象を与える着こなしはしない。
- 7 コートまたは屋外用防寒用具の教室内での着用は認めない。
- 8 卒業式においては、和服の着用を禁止する。

（付記）「生徒心得」につきましてもご確認ください。